

第1号議案

労働者派遣会社の選定について

(案)

労働者派遣契約の満了に伴い、以下のとおり、入札により労働者派遣会社を選定し、派遣労働者の受入れを行う。

1. 選定方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

2. 業務内容等

| 業務名 | 人数 | 業務内容 | 受入時期 |
|------|----|-------------------------------------|------------------|
| 一般事務 | 1名 | データ作成・加工、資料作成、電話取次、来客接待、ファイリング、各種庶務 | 平成29年 12月初旬目途 |

3. スケジュール

平成29年 9月27日（水） 公告
平成29年10月11日（水） 入札説明会
平成29年10月23日（月） 入札締切
平成29年10月26日（木）迄 落札者決定

4. 入札説明書等

入札説明書、業務仕様書は別紙1～2のとおり。なお、公告時には入札説明書及び業務仕様書をウェブサイト上にて開示することとする。

5. 開札の実施および落札者の決定

開札の実施および落札者の決定は、総務部長が行うこととする。なお、落札者との契約締結にあたっては、別途、理事会にて議決をする。

以上

【添付資料】

別紙1：入札説明書

別紙2：労働者派遣業務（一般事務）仕様書

電力広域の運営推進機関
労働者派遣業務（一般事務）
入札説明書

電力広域の運営推進機関

平成29年10月

1. 件名

電力広域的運営推進機関 労働者派遣業務（一般事務）

2. 調達方式

一般競争入札（最低価格落札方式）で行う。

2.1 入札資格

- (1) 平成 28・29・30年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」に等級「C」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (2) 入札説明会に参加した者であること。
- (3) 仕様書に定める要件を満たしている者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）に定める一般労働者派遣事業者であること。
- (5) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (6) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (7) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く)。
- (9) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。
（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

2.2 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。

日 時：平成29年10月11日（水）11時00分～（30分程度）

場 所：東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関

参加資格：2.1の入札資格を満たす者

その他：・入札を希望する事業者は必ず参加すること

（不参加の場合は入札できないものとする）

・参加人数は各社2名までとする

・受付にて名刺を1枚提出すること

2.3 入札方法

平成29年10月23日（月）15時必着で、以下の書類を郵送又は持参すること。なお、入札に当たっては、本説明書及び仕様書の内容を承知のうえ入札すること。

（1）提出書類

- ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ・厚生労働大臣の一般労働者派遣事業許可証の写し
- ・労働者派遣基本契約書（案）
- ・見積書（件名を記載の上、別途封入すること）

（2）提出先

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ 労働者派遣業務（一般事務） 入札係

（3）入札金額

入札金額は、本派遣業務遂行にあたって、安定・継続的に資質の高い派遣労働者を確保できる金額を大前提とし、業務ごとの派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金単価（税抜き）にて入札すること。また、派遣料金単価には、この契約を履行するために必要な通勤手当を含むものとする。なお、時間外単価については以下のとおりとする。

- ・1日の実労働時間が8時間を超えたとき、1時間当たりの派遣料金単価の25%割増した単価とする。深夜勤務（22時から翌5時まで）は、さらに25%割増した単価とする。
- ・法定休日に勤務した場合、1時間当たりの派遣料金単価の35%割増した単価とする。法定休日の深夜勤務（22時から翌5時まで）は、さらに25%割増した単価とする。

2.4 入札保証金及び契約保証金

免除

2.5 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低価格落札方式とする。

2.6 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のいずれかを欠く者のした入札、提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2.7 落札結果の通知

平成29年10月26日（木）までに、入札者に対して落札結果を通知する。

3. 業務仕様書

今回入札する業務は以下のとおり。なお、詳細の仕様については、「労働者派遣業務（一般事務）仕様書」に示すとおり。

（1）一般事務業務（1名）

4. 支払条件

当月末締切りの翌月末支払いとする。

5. 契約条項

労働者派遣基本契約書による。契約条項については、落札者と本機関が協議のうえ、決定する。

6. 特記事項

(1) 本説明書及び仕様書に記載されている事項について不明な点は、平成 29 年 10 月 13 日（金）17 時までに下記問い合わせ先へ電子メールにて問い合わせることとする。問い合わせへの回答は、平成 29 年 10 月 17 日（火）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

問い合わせ先：keiyaku@occto.or.jp

ウェブサイト：<http://www.occto.or.jp/oshirase/chotatu/index.html>

(2) 本説明書及び仕様書に記載のない事項及び疑義については、本機関と協議のうえ決定することとする。

(3) 本入札結果について、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日等の契約の概要を公表することとする。

以 上

労働者派遣業務（一般事務） 仕様書

1. 件名：
電力広域的運営推進機関 一般事務に係る労働者派遣業務
2. 契約期間：
平成29年12月1日～平成30年11月30日
※本契約終了後、最長3年間までの更新予定あり
3. 勤務場所：
電力広域的運営推進機関
東京都江東区豊洲6-2-15
4. 勤務時間：
平日9時00分～17時40分（休憩：12時00分～13時00分）
※土日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く
※時間外勤務を命じることがある（平均5～10時間程度）
5. 派遣人数：
1名（配属は経験等を踏まえ本機関にて決定）
6. 業務内容：
一般事務として行う主な業務は以下の通り。
 - （1）データ作成・加工、資料作成業務
職員の要請に応じデータ作成・加工及び資料作成等を行う。
 - （2）電話取次業務
電話取次業務（代表電話、受付電話及び職員への入電等）を行う。
 - （3）来客接待業務
職員に対する来客のある都度、応接室へ案内をし、お茶等の提供を行う。
 - （4）ファイリング業務
書類、伝票等のファイリングを行う。
 - （5）各種庶務業務
郵便の授受・回付・発送、消耗品購入・管理等の各種庶務業務を行う。
7. 派遣労働者の条件：
 - （1）一般事務、電話対応の実務経験を有すること。
（直近2年以内かつ1年以上）
 - （2）日本語での意思疎通ができること。
 - （3）基礎的なパソコン操作（Microsoft Word、Microsoft Excel等）ができること。

- (4) 意欲的に、周囲と協調して仕事を進められること。
- (5) 突発事項や環境の変化に対し、柔軟に対応できること。

8. その他契約上の条件等：

(1) 派遣労働者の変更

本機関は、派遣労働者に次の行為があったときは、派遣元に派遣労働者の交代を要求することができることとする。

- a. 派遣労働者の勤務状況が適正と認められないとき
- b. 派遣労働者の業務の実施が当仕様書又は契約条件に適合しないとき
- c. 派遣労働者に不品行があったとき
- d. 派遣労働者が不測の事故又は休暇等により連続 3 日以上勤務できない場合は、代理人の派遣労働者を派遣すること
- e. 応募資料に記述された内容に不備があった場合

(2) トライアル期間の設定

- a. トライアル期間は、派遣労働者の就業開始日から 2 週間以内とする。
- b. 就業部署において派遣労働者の就業状況を審査し、その結果を派遣元会社へ通知する。
- c. 派遣労働者の技能等について、疑義が生じた際には、応札時の業務提案書類の内容確認のため、派遣元に対し、技能・資格に関する証明書類の提示を求める場合がある。
- d. 「可」の場合は、派遣元は派遣労働者に確認のうえ、支障が無ければ、仕様書の契約期間満了まで派遣すること。
- e. トライアル期間中に、派遣労働者の交代を要請した場合は、派遣元はそれに応じるものとし、速やかに候補者を再選定し、派遣すること。その際、派遣料金（契約単価金額）の変更は行わないものとする。以後の派遣労働者が交代した場合は、その都度トライアル期間を設定する。

(3) 苦情及び苦情担当責任者

- a. 派遣元は、本機関と連携し、苦情その他派遣労働者の就業に関し生ずる問題について適切かつ迅速な処理・解決に努めるものとする。
- b. 本機関及び派遣元は、派遣労働者の苦情を処理するため、それぞれ苦情担当責任者を置く。

(4) その他

- a. 派遣元は、本件業務に関し、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。派遣元は、派遣労働者その他の派遣元の従業員に対し、業務上知り得た機密事項及び個人情報の保護の義務を遵守させなければならない。
- b. 本件業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。
- c. 本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等について、必要に応じて派遣元と本機関が協議のうえ、定めるものとする。